

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 岩手県盛岡市長田町２番２０号
（名称） 東日本ハウス株式会社

上記被審人に対する平成１８事務年度（判）第２号証券取引法違反審判事件について、証券取引法（以下「法」という。）第１８５条の６の規定により審判長審判官内田博久、審判官入木雅和、同国分貴之から提出された決定案に基づき、法第１８５条の７第１項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金２００万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成１９年２月７日（水）

2 事実及び理由

(1) 課徴金に係る法第１７８条第１項各号に掲げる事実

被審人は、岩手県盛岡市長田町２番２０号に本店を置き、その発行する株券がジャスダック証券取引所に上場されている会社であるが、被審人は、被審人の平成１６年１１月１日から平成１７年１０月３１日までの連結会計年度につき、平成１８年１月２７日、関東財務局長に対し、退職給付引当金を過少計上することにより、被審人の同連結会計年度の連結純資産額が３３億９８００万円（１００万円未満切捨て。以下同じ。）であったにもかかわらず連結純資産額に相当する「資本合計」欄に３７億７１００万円と記載するなどした連結貸借対照表、及び連結経常利益が１５億２５００

万円であったにもかかわらずこれを21億5100万円と記載するなどした連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した。

(2) 法令の適用

法第172条の2第1項、第24条第1項第1号、証券取引法の一部を改正する法律（平成17年法律第76号）附則第5条第2項

(3) 課徴金の計算の基礎

被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の2を乗じて得た額（163,016円）が、2,000,000円を超えないことから、課徴金の額は2,000,000円となる。

平成18年12月6日

金融庁長官 五味廣文